

少年事件における実名報道と人権をめぐる問題

山 根 改

目次

- 一 はじめに
- 二 犯罪報道、事件報道と国民の「知る権利」
 - 1 堺市通り魔事件の実名、写真掲載事件
 - 2 犯罪報道と国民の「知る権利」

三 少年法と日本国憲法

四 少年法の理念と報道規制について

1 少年法の理念について

2 少年法の理念と被害者側の感情

3 少年事件と報道規制について

五 むすびにかえて

一 はじめに

少年事件報道は、そのあり方をめぐって、日本においてもまた諸外国においても、ずっと以前から今日に至るまで、問題とされて来たものである。そして最近では、この問題をめぐっては、犯罪報道の側面と少年事件の特殊性という側面のどちらかが様々に論じられるようになってきた。

もう少し具体的に述べると、近年は情報化時代の進展により、従来型のマスメディアであった雑誌や単行本においても、プライバシー侵害が問題とされる事件が日常的に見られている。^①例えば、週刊誌の『フォーカス』ではいわゆる神戸事件の少年が、また、『新潮四五』では大阪府堺市通り魔殺人事件が写真、実名の公表をした例として承知のところであろう。

このように、雑誌などにより、プライバシーの侵害が問題とされることが多くなったのは、まず、泣き寝入りが少

なくなってきたことが、一つにはあると考える。二つめとしては、読者が、筆者のもつ表現力、創造力を樂しむことから、事実そのものを求めるようになったからではなからうか。犯罪、事件報道なら当然だと主張する人もいるかもしれないが、しかし、朝、昼、週末に報道されているいわゆるワイドショーでは、犯罪事実というよりは寧ろ関係もない家族の私的な事柄に及んでいることが非常に多い。そして、いつしか我々の関心は犯罪事実よりも周辺の事実へと向かい、そしてさらに、周辺報道が益々過熱してしまう。我々は、この過熱報道にも拘わらず、この事件はあくまでも特殊で、奇異なことだったんだと思ひ込むようになり、いつしかそれをまるで小説の世界のこゝのように思い、小説のもつ本来の表現力よりも実話性をもとめるようになり、そして雑誌などでもこの実話性を「売り」にするのである。その結果、犯罪を犯した少年の顔写真や実名もこの「売り」の道具にされるのである。

そこで、ここでは少年法六一条が付審判少年、犯罪少年について氏名、容貌等の出版、報道を禁止しているにも拘わらず、それを強引に行い民事事件となった事例を例に出しながら、実名報道と少年の人権をを検討していきたい。

二 犯罪報道、事件報道と国民の知る権利

1 堺市通り魔事件の実名、写真掲載事件⁽⁵⁾

〔大阪地裁平一〇（ワ）四三二二号、平一一、六、九民八部判決、一部認容、一部棄却（控訴）〕
（事実の概要）⁽⁶⁾⁽⁷⁾

平成一〇年一月八日午前八時五三分頃、大阪府堺市の路上で、シンナーを吸引中のA（当時一九才）は通学途中の女子高校生を包丁で刺し重傷を負わせ、続いて登園途中の幼児を刺し殺し、この幼児を庇おうとした母親も背中に包

丁を突き刺されるという凶悪な事件が発生した。Aは間もなく緊急逮捕され、殺人罪等で起訴された。

同年二月一八日、新潮四五の記事にて、Aの実名、顔写真等を記載した。

Aは少年法六一条により、氏名、写真等が禁止されているにも拘わらず、右記事にて掲載されたのは、実名で報道されない権利が侵害され、プライバシー権、名誉権等の人格権が侵害されたとして、右筆者、雑誌編集長、発行元を相手取り、不法行為による損害賠償と謝罪広告の掲載を求めて訴訟を提起したのが本件である。

なお、同誌が敢えて少年法に抵触した理由としては、

- ①稀にみる残酷な犯罪であること
- ②犯人はあと半年で成人すること
- ③昭和二四年施行の少年法は、著しく現実と掛け離れていること
- ④以上につき、編集スタッフの全面的な合意を得た
としている。

(判旨)⁽⁸⁾⁽⁹⁾

「およそ自然人は、成年であるか少年であるかを問わず、…刑事事件につき被疑者とされたという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接かわかる事項であるから、みだりに右事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有する」、「実名を挙げたうえで原告が犯罪の被疑者であるという事実は原告の名誉に直接関わる事項であり、また、過去の非行に関する事実及び家族関係や生い立ちについての事実は、一般人がその立場に立てば公開を欲しない私生活上の事項であって、かつ一般には未だ知られていない事項と認められるから…原告は、右のような事実をみだりに公表されないことにつき法的保護に値する利益を有する」。

他方、実名、写真等の掲載は、「それが刑事裁判という社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事項及びこれと密接に関連する事項であることから、一定の場合には公表されることを受忍すべき場合も存するのであって、その公表が、公共的利害に関する事実の報道として公益を図る目的の下に行われたものか否か、手段、方法が右目的からみて必要性、相当性を有するか否かという観点から検討し、実名、写真等を掲載されない利益が優越する場合には、その公表が不法行為を構成する」。「少年法は審判の非公開（二二条）、報道の禁止（六一一条）」というように一般に非公開が原則である。つまり、一方で他人に知られたくない私生活上の事実を公表されない利益と他方で「少年の健全な育成、更生」を図り、再犯の防止をするねらいがある。つまり六一一条も少年の有する利益保護や少年の更生につき優越的な地位を保障するものである。」「本件の場合、被告が主張するように実名等の報道をしなければ本件の本質を隠してしまうものとは認められず、つまり原告の有する利益をうわまわる公益上の利益が特別にあったとは認められない」。

2 犯罪報道と国民の知る権利

右判示は、成年にも保障されている一般的な法益として、被疑者という事実をみだりに公表されないことの法的保護に値する利益と、事件の悪質性、程度の重大性から寄せられる社会の関心性をそれぞれ天秤にかけ、後者を前者に優先させるべき特段の事情がないと判断したのである。

なお、右原告は起訴されたのであり、公開裁判で実名や容貌が不特定多数の人に公表されるのだから、雑誌による公表は実質的に違法性はないと被告雑誌社は反論するが、これに対し、右判決は、両者では公表の規模が異なり、少年法六一一条も両者の質的区別をしていると批判している。

ところで、憲法二一条の表現の自由は、①個人の人格の形成と展開（個人の自己表現）にとって、また、②立憲民主主義の維持と運営（国民の自己統治）にとって、不可欠であり、この不可欠であるが故に「表現の自由」の「優越的地位」が帰結される^⑩。表現の自由は人間の精神活動の自由の実際的、象徴的基盤であるとともに人身の自由や私生活の自由等の保障度を国民が不断に監視し、自由の体系を維持する最も基本的な条件である^⑪。

そして、この個人の尊重と民主主義政治の実現の手段として報道の自由は最も基本でかつ重要な権利である^⑫。なぜならば、自己の人間性を高めて思想や意見を形成するためには、知識が必要であり、知識を得るためには情報の伝達が必要だからである。

最高裁判所も「およそ、新聞が事実を報道することは、憲法二一条の認める表現の自由に属する^⑬」とか「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、必要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するもの^⑭」であり、「思想の表現の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障の下にあることはいうまでもない^⑮」と述べている。

したがって、事実を報道する報道の自由も、国民の知る権利を実現するためには必須の条件であるとして、表現の自由に当然に含まれるのである^⑯。ただ、ここでいう国民の知る権利とは、個人の意見表明の前提となる人格形成あるいは民主主義社会における意見形成のための情報を入手することを保障する側面である^⑰。

しかし、表現の自由は外的行為（公表ないし情報収集活動）にかかわるために、他の人権または社会の利益との衝突という問題があり、制約を受けざるをえない可能性があることも承認されている。特に、衝突する人権が個人の人格的自律に関わる憲法一三条が保障する人格権であるときには、その調整方法は、原則として等価的な利益衡量によるとされている。人権の根幹をなす人権相互の衝突であるから、優越は簡単には判断できない。しかし、民主主義の

社会の健全性は政治的言論の自由、言い換えるなら、国民の自己統治にとって不可欠であることから、公共の利害に関する事項に関しては、人格権の保障が制限を受けることも生じる⁽²¹⁾⁽²²⁾。

他人の名譽を害するような発言を公然と故意に行えば、刑法の名譽毀損罪（刑法二三〇条）の適用をうけ、また、民法の不法行為を責任を負う（民法七〇九条、七一〇条）。ところが、人の名譽を保護することを重視し過ぎてしまうと、表現の自由を保障したことの意義が薄れてしまうとも限らない。例えば、報道機関が他人の名譽侵害を考慮し過ぎるあまり、必要で十分な報道活動というものが出来なくなる。また、一定の立場にある人に対しては、その人の名譽権の保障よりも真実を公表することの方が社会的な価値が高いこともある⁽²³⁾。そこで、日本国憲法の施行に伴い刑法に新たに二三〇条ノ二が付け加えられた。すなわち、二三〇条に該当する発言であっても、「公共の利害に関する事実に係わりその目的が専ら公益を図ることにあったと認められる場合には、事実の真否を判断し、真実であることが証明があったときは、これを罰しない。」（同一項）とし、これについて、公訴提起前の人の犯罪行為に関する事實は「公共の利害に関する事實」（同一項）とみなし、さらに、公務員又は公選による公務員の候補者に関する事實は、それが真実であることの証明があれば罰しない（同一項）と定めた。これは「人格権としての個人の名譽の保護と、憲法二一条による正当な言論の保障との調和をはかったもの⁽²⁴⁾」ということが出来る。右条項の文言を嚴格に解釈するとその趣旨がいかされない。そこで、最高裁は「刑法二三〇条ノ二第一項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし合わせて相当な理由があるときは、犯罪の故意がなく、名譽毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である⁽²⁵⁾」として、比較的緩やかな解釈をとった。

つまり、刑法二三〇条ノ二が定める名譽毀損罪に対する免責法理は、人格権の一つである名譽権と表現の自由の調

和をはかるものであるといえよう。

また、名誉侵害が民事事件となるときも、憲法が保障する人格権と表現の自由との衝突という観点から慎重に判断されなければならない。そして刑法二三〇条ノ二の趣旨は、不法行為としての名誉毀損にも該当すると解されている。²⁶⁾

犯罪報道は、同条一項が定める三要件、即ち、①公共の利害に関する事実、②公益を図る目的、③真実の証明があったときのうち、同条二項により、公訴提起前の人の犯罪行為に関する事実、①とみなされ、②の目的があれば、真実である限るにおいて免責されるのである。このように考えると、実名による犯罪報道は、②が肯定される限りにおいて許され、前述で述べたように、報道の自由は国民の『知る権利』に奉仕するものであるので、公益目的であると判断され、被疑者、被告人の実名報道も成人に関しては、名誉棄損の成立にはあたらないとされるのである。²⁷⁾しかしながら、ここで一つの疑問が生じてくる。つまり、犯罪報道において、何処の部分が、法律において解釈されている国民の『知る権利』に奉仕すると言えるのだろうか。

犯罪報道は判例のなかで「一般に、犯罪事実の報道が公共の利害に関するものとされる理由は、犯罪行為ないしその容疑があったことを一般公衆に覚知させて、社会的見地からの警告、予防、抑制的效果を果たせると考えられる」とある。²⁸⁾

ここでまた一つの疑問が生じる。もし、前記判例のように、犯罪報道の目的が、一般予防にあるとすれば、被疑者や被告人の実名報道が不可欠なことであろうか。犯罪の事実を国民に知らせる為に、実名報道する必要性は何処にあるのか。

もし、犯罪報道をすることで、国民に犯罪の抑制、予防や警告となると考えるならば、実名報道によって犯罪報道をしなくても、犯罪の内容や事実関係は伝えることができるのではないか。

しかし、ここで断っておくが、筆者は一律に、実名報道に反対を述べているのではない。時には、誰が犯した事件や犯罪かが問題ともなろう。例えば、その人物が公的な存在であるときは実名報道は不可欠である。

名古屋高裁の平成二年二月一三日判決²⁹⁾では、次のように判旨を下している。

「現在においても社会一般の意識からみて犯罪報道における被疑者の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であると観念されているのであるから、被疑者を実名にするかどうかを含めてその特定の方法、程度の問題は、一義的には決められず、結局は犯罪事実の態様、程度及び被疑者の社会的地位、特質、被害者側の被害の心情、読者の意識、感情等を比較衡量し、かつ、人権の尊重と報道の自由ないし知る権利の擁護とのバランスを勘案しつつ、慎重に決定していくほかない。」このように、被疑者の実名報道と犯罪事実の報道との間には、ある一定の線引きが必要とされることを示し、なお、様々の要因により、実名報道（実名を用いた犯罪報道）が不法行為の成立の余地が当然あることを認めたものである。実名報道の禁止を定める立法がない成人であっても、このように慎重に検討を要するのである。³⁰⁾また、前掲大阪地裁判決の中で、「他人に知られたくない私生活上の事実や情報を広く公表されないことは、成年や子供を問わず法的保護に値する利益である」と述べている。

三 少年法と日本国憲法

少年法六一条は、少年に対して保障されている報道規制であるが、これは「保護主義」の理念から考えられたものである。現在、一部から叫ばれている「保護主義」は無責任主義、甘やかし主義と言われるが、決してこのように筆者は考えるものではない。このことは、後で検討をする。

前掲大阪地裁判決の中で、「少年法の非公開の原則は、一方において、少年の有する利益、すなわち、他人に知られたくない私生活上の事実や情報を広く公表されないことなどにつき法的保護に値する利益を保護するものであるとともに、他方において、少年法一条の精神を受け、少年の社会復帰に対する支障を最小限とし個人の更生を図りつつ、また、これによって再犯を予防するという刑事政策的な考慮にも基づくものと解されている。少年法六一条の趣旨も、推知報道を禁止することにより、非行を犯したとされる少年について、氏名、年齢、職業、住居、容貌等がみだりに公表されないという法的保護に値する利益を保護するとともに、公共の福祉や社会正義の観点から、少年の有する利益の保護や少年の更生につき優越的な地位を与え強い保護を与えようとするものと解される」と述べている。

二の最後に記載した大阪地裁判決と右判決から考えることは、少年の報道規制は、刑事政策によるものと解されるが、しかし、少年をめぐる憲法上の保障がその背景にはあると考える。

世界史上、人権をめぐる歴史のなかで、子供の人権が考えられてきたのは、まだ半世紀程度である。

一九四八年、国際連合は『世界人権宣言』を採択し、その中で、「子供は特別な保護及び援助を受ける権利を有する」と宣言し、³²⁾子供は保護を受ける権利主体ととらえた。さらに、この世界人権宣言を基本に採択された一九七九年の『市民的及び政治的権利に関する国際規約』二四一条一項は「すべての児童は、…未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置についての権利を有する」と定めた。³³⁾そしてさらに、この二つの権利条約を基本とし、発展させたものが一九九四年の『児童の権利に関する条約』である。その中で、同五条では、「国は、子供がこの条約で認められる権利を行使するに当たり、父母などがその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」と定め、また二九条一項(a)は、教育の目的を「児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発展させること」と定めている。

こうして発展してきた国際人権法のなかで、描かれてきた子供像は、子供は成長過程において自律の権利を十分に行使してこそ次代を担える成人になれるという考えを基本にして、子供の権利主体を認めるのである。³⁴⁾

このような子供の権利保障に関する国際人権法の精神は、日本国憲法のなかでも十分に考慮されるべきであろう。日本国憲法においても、九八条二項において締結した条約及び国際法規を誠実に順守することを必要としている。前述のような人権思想の発展の過程の中で、日本国憲法の中でも、一三条の基本的人権の尊重を中心に、未成年者は成人と違った制約を設け、それが未成年者の健全な育成を図るという目的にとつて、必要最小限にとどまるかぎり、憲法において許されるとされ、それを保障するものとして、そして自律を保障するものとして、教育においては憲法二六条で、労働においては二七条三項において、³⁵⁾ 国による積極的な政策を行うことが求められ、また、このような、発達過程にある者に悪影響を及ぼすようなものは制限を加えられるのである。

このように、子供の成長過程の中には、一人一人の個性というものがあり、子供が、主体となって権利を行使するには、父母等の適切な指導や助言が必要であり、子供が成長していく前提として、父母等の保護と助言等が必要な存在なのである。³⁷⁾ なぜなら、成長過程であるが故に逸脱や大きな失敗もあるからである。そして、もし、父母等保護者の保護等が完全に行えないような状況にあるときに、国は、この子供の成長を援助するような積極的な処置を施すように求められるのである。³⁸⁾

四 少年法の理念と報道規制

1 少年法の理念について

少年法の理念は、言うまでもなく保護主義⁴⁰である。保護主義は、少年事件を成人の刑事事件と区別し、成人なら刑事事件として刑事裁判で刑罰が言い渡されるべき行為であるが、少年を保護し、それを最重点に考えることで少年の将来の発達に配慮し、処分についても刑罰以外の方法で対処しようとするのが、その内容である。

保護主義というのは、あまやかし主義ではない。少年に責任をとらせないわけではない。少年なりの責任のとり方がある。その責任のとり方が成人のような刑事責任ではないのである。少年の場合には、行為の意味を完全に把握していくだけの能力が未熟で、そして、それを分析するだけの能力もまだ発展段階ではなからうか。したがって、自らの行動の意味について完全に認識していくことも、責任のとり方である⁴¹と考える。

重大な事件、例えば殺人事件を起こした少年には、保護主義ではなく、極刑ないしは成人と同様な重い刑罰を望む声が、近年、盛んになってきている。しかし、もう一度、原点に立ち戻って検討すると、このような少年にこそ、十分に自己の行為の重大さを認識させて、そのためには、少年が自由に考えを述べたり、それに耳を傾けるだけの環境の整備をすることが求められると考える⁴²。その意味で、保護主義を一層堅持する必要があると考える。

2 少年法の理念と被害者側の感情

少年法の理念である保護主義を主張するとき、必ずといっていいほど、反論の一つとして出てくるのが、被害者側の感情の問題である。

少年が自らの行為に完全なる認識をし、被害者が蒙った苦痛、被害の重大さ等に対して、十分なる謝罪や償いをしていくことは不可欠である。そして、ここでよく考えてほしいのは、保護主義が決してそのような償いを否定したものであるのではないのである。きちんと考慮されているのである。保護主義は、少年の自己の行為の結果の意味を十分に認識させるように機能し、そのために、少年に対しては、懇切、丁寧に審判を行うことを要請しているのである。そのために、必要なら、被害者の声を聞かせるのも必要となろう。しかし、これは、少年の処遇を考えるとときであり、非行事実を争っている時ではない。⁴²⁾

被害者、遺族に対しては、精神面、経済面等総合的な視野での支援が必要であり、少年に重い罪を科すというようなことは、切り離して考えるべきである。

3 少年事件と報道規制

非行、重大事件を犯してしまった少年は、その少年の発達過程の段階において、その環境の不十分性から、またあるいは、その他の何らかの条件の不完全性から、起こったものであることが多い。⁴³⁾一旦発生したあるいは陥った状況から、自らの問題を克服し、新たに、成長していく過程に戻ることを援助し、保護してやらなければならない。そういう環境整備をしてやることも成人である私達のつとめでもある。少年がこういう、悔い改める過程、もっと適切に言うなら、更生の過程を歩むことが成人に成長していく成長過程である。

この過程のなかで、それを支援したり援助するために、報道の規制をして、邪魔となる害を取り除くのも支援のひとつであろう。実名報道は、犯罪報道の本質をとらえるものではない。⁴⁴⁾実名等の身分や身元まで判明するようなことを規制する方法は、その犯罪の態様や内容まで規制するというものではないはずである。よって、到底、過大な規制

とはい言い難い。国民の前に、一人の少年をさらしものにする必要性がどこにあるのか甚だ疑問である。

五　むすびにかえて

少年法あるいは少年の人権と実名報道をめぐる今日の議論は、刑事処分の年齢の引き下げの議論と同様に、なんだか感情論が先走っていると思うのは、筆者ばかりではあるまい。

少年自身を悪い環境から保護するという少年法の精神を破ってまで実名報道することは、少年を保護できないというだけでなく、その少年の家族環境まで国民の前にさらし、糾弾しかねない。また、民事訴訟となると必ず、保護者が被告となり、その監督責任を追及されてしまう。このように、いつしか、少年の更生というよりはむしろ保護者や家庭のことに着目され、(まだ着目だけならいいが)、処分の矛先がそちらへ向かうのである。しかしながら、少年事件の報道が少年だけでなくその家庭等の周辺に及べば、その家庭は健全な生活を破壊されることとなる。これでは、少年の健全な更生など期待できるはずもない。このように、制度の本質を理解すれば、例えば、あと半年で成人になるから実名報道をしても構わないというような理由は成立しない。

また、いつまでも、少年非行は、社会が悪いだとか言うのはおかしくて、もっと、少年の自己責任を認めるべきだという意見も一部にはあるかもしれないが、しかしながら、やはり、子供の性質をよく考えるべきではなからうか。これは、法学的見地だけでは述べられないが、やはり、子供にはあまえるという性質があり、そのあまえから、少しづつ自律の過程を歩むのである。そうすると、どうしても家庭環境や社会環境というのは、子供の発達段階にとって大きく影響を及ぼすはずである。少年非行が、全て社会の悪影響から出たというわけではないが、子供の性質は理解

すべきである。そういうことから、少年法の問題というのは、少年の性質を様々な角度、分野から分析する時期ではないかと考える。

註

- (1) 棟居快行「出版・表現の自由とプライバシー」(ジュリスト一一六六号)特集・出版とプライバシー 一二頁。
- (2) 朝日新聞朝刊一九九八(平成一〇)一、二三、参照。
- (3) 棟居・前掲論文「出版・表現の自由とプライバシー」(ジュリスト一一六六号)一二頁。
- (4) 棟居・前掲論文「出版・表現の自由とプライバシー」(ジュリスト一一六六号)一三頁。
- (5) 判例時報一六七九号五四頁以下。
- (6) 前掲判例時報一六七九号五四頁以下参照。
- (7) 朝日新聞朝刊一九九八(平成一〇)一、九、掲載。
- (8) 前掲判例時報一六七九号五八頁以下参照。
- (9) 中日新聞朝刊一九九八(平成一一)六、二二、参照。
- (10) 佐藤幸治『憲法』―現代法律学講座5―(青林書院 一九八七)三五二頁。
- (11) 佐藤・前掲書『憲法』三五二頁。
- (12) 佐藤延子『憲法講義』(成文堂 一九八八)一二五頁。
- (13) 最高裁「大」決昭三三・二・一七刑集一二卷二五三頁―いわゆる北海タイムス事件―
- (14) 最高裁「大」決昭四四・一・二六刑集三三卷一一号一四九〇頁―いわゆる博多駅テレビフィルム提出命令事件―
- (15) 伊藤正己『憲法』(弘文堂 一九八二)二九七頁。
- (16) 佐藤延子・前掲書『憲法講義』一二五頁。
- (17) 羽倉佐知子「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一一六六号)特集・出版とプライバシー 二二頁。

- (18) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一二六六号)二二頁。
- (19) 佐藤幸治・前掲書『憲法』三三三頁。
- (20) 佐藤延子・前掲書『憲法講義』一二六頁。
- (21) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一二六六号)二二頁。
- (22) 伊藤・前掲書『憲法』二九五頁。
- (23) 伊藤・前掲書『憲法』二九六頁。
- (24) 伊藤・前掲書『憲法』二九六頁。
- (25) 伊藤・前掲書『憲法』二九六頁。
- (26) 最高裁一小判昭四一・六・二三民集二〇卷五号一一一八頁。
- (27) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一二六六号)二三頁。
- (28) 東京地判平七・四・一四判時一五四七号八八頁。
- (29) 名古屋高判平二・一二・一三判時一三八一五五頁。
- (30) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一二六六号)二三頁。
- (31) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一二六六号)二三頁。
- (32) 「世界人権宣言」松本昌悦編『原典 日本国憲法資料集』(創成社 一九八六 八四〇頁所収。
- (33) 「市民的及び政治的権利に関する国際条約」松本・前掲資料集『原典 日本国憲法資料集』八四三頁所収。
- (34) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一二六六号)二三頁。
- (35) 佐藤幸治・前掲書『憲法』三〇五頁。
- (36) 伊藤・前掲書『憲法』三三六頁。
- (37) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一二六六号)二三頁。
- (38) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一二六六号)二三頁。
- (39) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一二六六号)二三頁。
- (40) 村井敏邦「少年法の理念と問題点」―改正議論に関連して―(法律時報七一巻一〇号―シンポジウム「少年非行と少年法」

一) 一〇五頁。

- (41) 村井・前掲論文「少年法の理念と問題点」(法律時報七一巻一〇号) 一〇六頁。
- (42) 村井・前掲論文「少年法の理念と問題点」(法律時報七一巻一〇号) 一〇七頁。
- (43) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一一六六号) 二三頁。
- (44) 羽倉・前掲論文「実名報道と子どもの人権」(ジュリスト一一六六号) 二三頁。

その他参考文献

- 団藤重光Ⅱ森田 宗『少年法』(有非閣 一九八四)
- 田島泰彦Ⅱ新倉 修『少年事件報道と法』(日本評論社 一九九九)
- 松本昌悦『新しい人権と憲法問題』(学陽書房 一九八四)
- 萩野芳夫『憲法講義・人権』(法律文化社 一九九四)
- 飯室勝彦「少年事件と報道―少年法の理念と報道の使命―」(法律時報七一巻一〇号) 一〇〇頁。
- 村井敏邦「少年事件と情報公開」(法学セミナー五二七号) 二三頁。
- 松井茂記「少年事件と報道」(民商法雑誌一二〇巻二号) 一八九頁。
- 団藤重光「少年法改正批判」(法律時報七一巻四号) 六四頁。